

事業主の皆さまへ(短時間(パート等)で働く方にご案内ください)

平成28年10月1日から 厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！ (社会保険の適用拡大)

1. 何が変わるのですか？

現在は、一般的に週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入の対象ですが、平成28年10月からは週20時間以上働く方などにも対象が広がり、より多くの方がより厚い保障を受けることができます(社会保険の適用拡大)。※対象は従業員501人以上の会社です(後述参照)。

2. 加入する(適用になる)メリットは？

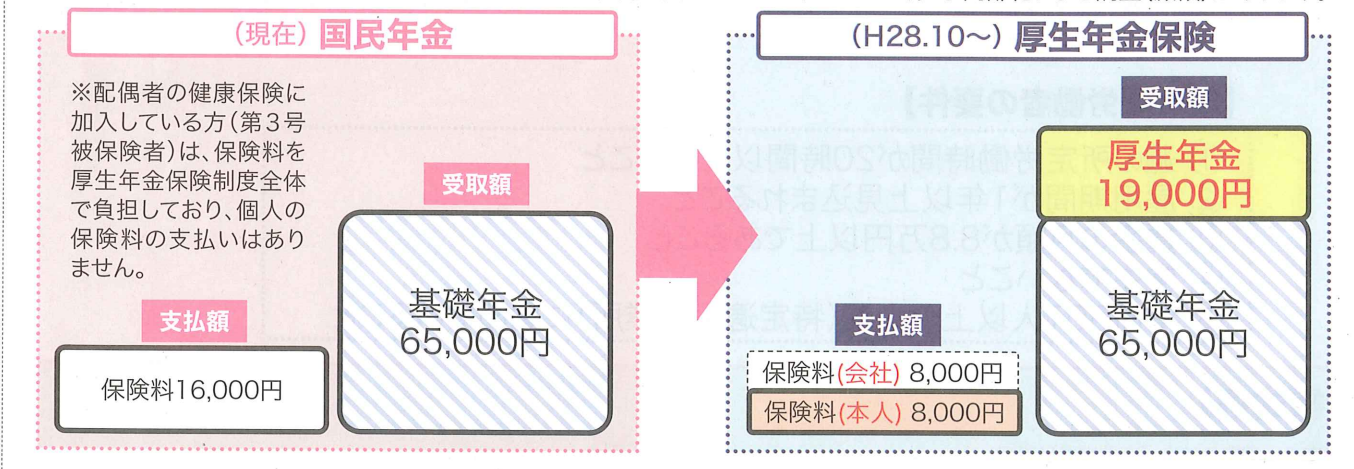
① 将来もらえる年金が増えます

全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金(厚生年金)が終身でもらえます。

モデルケース(月収88,000円)	保険料	増える年金額(目安)
40年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額19,300円/年額231,500円 × 終身
20年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 9,700円/年額115,800円 × 終身
1年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 500円/年額5,800円 × 終身

<保険料と年金額のモデルケース(40年間加入)> ※金額は月額

※月収が増えると年金額も増えます。また受取開始後も、物価や賃金により上下するほか、少子高齢化による調整(減額)があります。



② 障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます

厚生年金保険に加入中に万一障害がある状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合も、ご遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

③ 医療保険(健康保険)の給付も充実します

ご自身の勤め先で健康保険に加入すると、賃金に応じた毎月の保険料(上記モデルケースでは、月額4,400円)で、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます(傷病手当金、出産手当金)。

④ 会社も保険料を支払います。一部の方は保険料が安くなることがあります

会社もあなたのために同じ額の保険料を支払います。つまり、ご自身が支払った保険料の2倍の額が支払われていることになり、それが将来の厚生年金につながります。また、現在ご自身で国民年金や国民健康保険の保険料を支払っている方は、ご自身で支払う保険料が安くなる場合があります。

3. どんな人が新たに加入することになるの？

お手元に雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意のうえ、以下をご確認ください。

Q1 以下の項目のうち、いずれか1つでも該当しますか？

- ☐ 年金や医療保険の保険料を自身の給与から天引きされている。
- ☐ 現在、学生である(夜間、定時制の方は除きます)。
- ☐ 雇用期間が1年未満の予定(更新の可能性のある方は除きます)。
- ☐ 現在、70歳以上である(健康保険は75歳以上なら該当となります)。
- ☐ 勤め先の会社の従業員数(正社員など)は、500人以下である。

※正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数でお答えください。
当てはまるかどうか不明の場合は、勤め先の会社にお尋ねください。



新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません

NO

Q2 1週間あたりの決まった労働時間は20時間以上ですか？

※残業時間は含めません。あらかじめ働くことが決まっている労働時間(所定労働時間)をご確認ください。

※なお、雇用保険に加入している方は「YES」へお進みください。



YES

Q3 1カ月あたりの決まった賃金は88,000円以上ですか？

※賞与、残業代、通勤手当などは含めません。
あらかじめ決まっている賃金(所定内賃金)をご確認ください。

※契約書等で不明な場合は、例えば
「時間給×Q2でみた労働時間×52週÷12カ月」で計算します。



YES

厚生年金保険・健康保険の加入対象になる可能性があります

4. その他気をつけておくべきポイント

・社会保険の被扶養者(第3号被保険者)かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありませんが、年収130万円未満であっても、上記の加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、ご自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

・配偶者が勤めている会社から支給される扶養手当(家族手当等)の支給要件については、その会社にお問い合わせください。

・厚生年金保険・健康保険の加入手続は勤め先の会社を通して行いますが、現在ご自身で国民健康保険に加入している方は、国民健康保険の資格喪失の届出をご自身で行う必要があります。詳しくは、お住まいの市(区)役所または町村役場にお尋ねください。

また、現在、配偶者の健康保険に加入している被扶養者の方も、資格喪失の届出を配偶者の会社を通して行う必要がありますので、その旨を配偶者の会社へ申し出ください。

5. より詳しく知りたい方へ

社会保険の適用拡大についての詳しい内容は、厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りの年金事務所にお尋ねください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

こちらのQRコードからも入れます →→→

